

児童扶養手当制度に該当していませんか

●児童扶養手当制度とは…

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

●受給者資格

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している父または母や、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級相当）にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧父母とも不明である児童

●次のような場合は、手当を受けることができません 児童が

- ①日本国内に住所がないとき
- ②父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
- ③父または母に支給される公的年金の加算対象になっているとき
- ④労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができるとき
- ⑤児童福祉施設等または里親に委託されているとき
- ⑥父または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父または母が重度の障がいにある場合を除く）

●父母または養育者が

- ①日本国内に住所がないとき
- ②国民年金法による老齢福祉年金を除く公的年金を受けることができるとき（※平成26年12月1日より制度が変わり年金受給額が児童扶養手当の額に満たない場合は差額が支給される場合があります。）
- ③平成15年4月1日の時点で、離婚等による支給事由が発生してから5年を経過しているとき
この制度に該当されると思われる方は、認定の請求を行ってください。

お問い合わせ先 町民課戸籍医療年金係 ☎2-2453

特別児童扶養手当制度に該当していませんか

●特別児童扶養手当制度とは…

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉増進を図るための制度です。

●受給資格者

手当を受けることができる人は、身体や精神に一定程度の障がいのある児童の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人です。

●次のような場合は、手当を受けることができません 児童が

- ①日本国内に住所がないとき
- ②障がいを支給事由とする公的年金をうけることができるとき
- ③児童福祉施設等に入所しているとき
- ④父、母または養育者が日本国内に住所がないとき

お問い合わせ先 保健福祉課福祉係 ☎2-2454

(有料広告)

完全予約制

補聴器体験会

無料

全てご自宅で体験できます。

★その場でご自身の聴こえに合わせた調整で試せます。
★ご家族やいちはんお話しする方と一緒に試聴すると効果が確かめられます。

だから…

No.1

ご予算と聞こえに合わせて各種ご用意しています。無料お試し下記店舗へ。

<p>耳あな型</p> <p>¥168,000～¥600,000</p> <p>耳の穴の中にスッポリ入ってしまうオーダーメイド。超小型のCICから、多機能のカナル、パワータイプのカスタムがあります。</p>	<p>耳かけ型レシーバー分離タイプ</p> <p>¥168,000～¥600,000</p> <p>音を出すレシーバー部分を耳せんの中に入れた新しい耳かけ。鼓膜の近くで音が出るため、音質がより明確です。</p>	<p>耳かけ型</p> <p>¥168,000～¥600,000</p> <p>小型で装着感の良いオープンフィッティング。重厚の難聴にも対応するパワータイプなど、様々な機種があります。</p>
<p>耳あな型マイク分離タイプ</p> <p>¥188,000～¥620,000</p> <p>マイクを補聴器から取り出し耳介の溝に納める新しいオーダーメイド。装着効率が良く、音の方向感がより自然な、新しい主流です。</p>		

信頼の接客でお客様の満足を保証

安心・安全・清潔な訪問サービス!!

①クリーニング・点検
②調整
③相談・試聴
…を訪問にて行います!!

外出不要!!

人混回避!!

アカツカ商会

長万部町元町 ☎ 01377-2-2603

富士電器商会

長万部町大町 ☎ 01377-2-2365

道南補聴器センター 函館本店

函館市神山1丁目11-2 ☎ 0120-41-3375/営業時間10:00～17:00